

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学名誉博士称号授与規程

平成16年4月1日

規程第 49 号

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学名誉博士（以下「名誉博士」という。）の称号を授与することにより、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の学術交流の推進を図ることを目的とする。

## (資格)

第2条 名誉博士の称号は、学術文化又は国際交流の発展に多大の業績を挙げ、本学の教育及び研究の進展に寄与した功績が顕著であった者に授与することができる。

## (推薦)

第3条 研究科長は、前条に該当すると認められる者（以下「有資格者」という。）がある場合、名誉博士候補者推薦書（様式第1号）により学長に推薦することができる。この場合において、当該有資格者の略歴並びに教育研究上の業績及び功績に関する調書（以下「候補者調書」という。）を添えて提出するものとする。

## (選考)

第4条 学長は、有資格者があるとき又は前条に定める推薦があったときは、候補者調書をもって教育研究評議会に付議するものとする。  
2 前項の場合において、教育研究評議会は、選考を行い、出席評議員の3分の2以上の賛成により決するものとする。

## (称号授与)

第5条 学長は、前条第2項の議を経て、名誉博士の称号を授与するものとする。  
2 前項の称号を授与するときは、名誉博士記（様式第2号）を交付するものとする。

## (称号授与の取消し)

第6条 名誉博士の称号を授与された者が、その名誉をけがす行為があったときは、教育研究評議会の議を経て、学長は、称号の授与を取り消し、辞令書を返還させるものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、名誉博士の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（元号） 年 月 日

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学長 殿

所属・職名

推薦者

氏 名

印

名 誉 博 士 候 補 者 推 薦 書

下記の者は、名誉博士の称号を授与するにふさわしいと認められますので、関係書類を添えて推薦します。

記

氏 名

生 年 月 日

職 業

国 籍

\*（元号） 年 月 日 で承認。

		名博	号
名 誉 博 士 記			
		国 籍	
		氏 名	
本学の教育及び研究上顕著な功績があったので奈良先端科学技術大学院大学 名誉博士の称号を授与する。			
年 月 日			
		奈良先端科学技術大学院大学長	
大学の印			学長の印

（注1） 用紙の大きさは、A3版とする。

**NARA INSTITUTE  
OF  
SCIENCE AND TECHNOLOGY**

is honored to confer upon

(full name)

An Honorary Doctorate of Science

in recognition of his/her outstanding scholarly and educational contributions  
to the advancement of learning, culture and international understanding.

Given at Nara Institute of Science and Technology

(Day) of (month) (year)

(Signature)

President

